

令和 6 年 7 月 1 日

居宅介護支援事業所 管理者様
地域包括支援センター センター長様
介護保険施設 施設長様

春日部市介護保険課長

がん等の方の要介護認定の取り扱いの一部変更について（通知）

本市の介護保険行政の運営につきまして、日ごろより格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、がん等の方（末期の状態であって、心身の状況が急激に変化する方）の要介護認定の取り扱いについて、「がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について」（令和 6 年 5 月 31 日付厚生労働省老健局事務連絡）に基づき、一部変更いたしましたので、お知らせいたします。

なお、詳細は別添の介護保険最新情報（Vo1.1266）をご参照ください。

記

1 介護保険要介護認定申請代行について

がん等の方（末期の状態であって、心身の状況が急激に変化する方）の認定申請書を提出する際には、「早期認定を必要とする理由」や「本人の状況」について申請理由欄に具体的に明記の上、申請窓口での申し出をお願いいたします。市が特に迅速な対応が必要とされると判断した場合は、該当案件の判定資料が準備された日から直近の審査会にて、「緊急判定」として二次判定を実施するなど、柔軟に要介護認定を行います。

2 一次判定結果の情報提供について

「緊急判定」案件に限り、暫定ケアプラン作成の参考となるよう一次判定ソフトによる一次判定の結果をケアプランを作成する担当事業者に提供いたします。準備が整いましたら、申請代行者へご連絡いたしますので、必要に応じて申請してください。

なお、提供する一次判定の情報は確定ではありません。二次判定で変更

となる場合がありますので、参考情報として活用し本人及び家族へ伝える
ことがないようにしてください。

3 主治医意見書の簡易な作成について

特に迅速な対応が必要とされるがん等の方にかかる主治医意見書につきましては、以下の項目の記載があれば受理するものとします。要介護認定等関係資料としての不備等ではありませんので、ご承知おきください。

【 簡易な作成の対象項目 】

- a. 1-(1) 傷病名
- b. 1-(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過
及び投薬内容を含む治療内容
- c. 一次判定に必要な項目
 - ・ 3-(1) 認知症高齢者の日常生活自立度
 - ・ 3-(2) 短期記憶
 - ・ 3-(2) 日常の意思決定を行うための認知能力
 - ・ 3-(2) 自分の意思の伝達能力
 - ・ 4-(2) 食事行為
- d. 5. 特記すべき事項

以上

【担当】

介護保険課介護認定担当 関根

電話：048-796-8295

mail:kaigo@city.kasukabe.lg.jp